

「はかり」を使用されている皆様へ

～正しい「はかり」が、お店の信用・お客様からの信頼を支えます～

商品の値段を「はかり」を使って決めている場合、その「はかり」は「取引」(※)に使用していることになります。

「取引」に使用する「はかり」については、以下の事項を守らなければなりません。適正な取引を行う上で、とても重要となりますので、ご注意ください。

■ 検定証印等 が付いていること

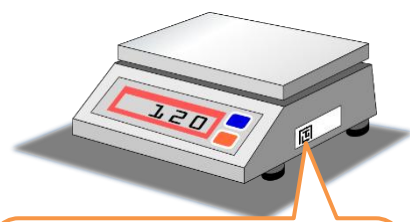
「取引」に使用する「はかり」は、「検定証印」又は「基準適合証印」が付いているものでなければなりません。

(計量法第16条)

これに違反すると、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金若しくはその両方が科せられます。

(計量法第172条)

検定証印等は、「はかり」が計量関係法令に定められた基準を満たし、適正な取引に使用できる証です。



はかりのどこかになければなりません



検定証印



基準適合証印



よくある誤り

左の「家庭用計量器基準適合マーク」が付された「家庭用計量器」は「取引」には使用できませんので、ご注意ください。

■ 定期検査を受けていること

「取引」に使用している「はかり」は、2年毎に定期検査を受けなければなりません。

(計量法第19条)

これに違反すると、50万円以下の罰金が科せられます。

(計量法第173条)

なお、定期検査に合格した「はかり」には、「定期検査済証印」が付いた合格シールが貼られます。定期検査受検後、引き続き「はかり」を「取引」に使用する場合は、この「合格シール」が貼られていることを確認してください。



合格シール
(定期検査済証印つき)

■ 正しく使うこと (水平・ゼロ点・風袋引き)

正しくはかるためには「はかり」を正しく使用することが大切です。

はかる前に、以下のことを必ず確認してください。

- 「はかり」が傾いていないか？
(「はかり」に付いている水平器で確認)
- 「はかり」の表示値が「0」になっているか？
(ゼロ点の確認)
- 風袋(容器やタシなどの添え物)を除いているか？
(商品の内容量に、風袋を含めてはいけません。)



水平器



ゼロ点を確認

※「取引」とは・・・

「有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為」とされています。(計量法第2条)

金銭の授受や報酬の有無に関わらず、商品の売買や貸借、運送や請負などを、業務として継続的に行うことをいいます。

定期検査免除（新品）について

定期検査（新品）について（平成29年10月に政令改正されました）

検 定 証 印



2025. 5

基準適合証印



2025. 5

検定等を行った年月表示の翌月1日から1年を経過していない「はかり」については、定期検査が免除されます。

例：令和8年（2026年）5月定期検査実施の場合

定期検査を受けるまで

■ 事前調査

定期検査の時期が近づくと、使用されている「はかり」の状況などについて、市町村からの調査があります。

事前調査結果に基づき、定期検査を受けなければならない「はかり」を使用されている方には、大阪府の指定定期検査機関・（一社）大阪府計量協会から「定期検査通知」が送付されます。案内に従って定期検査を受検してください。

お問合せ

使っている「はかり」は、

- ★「検定証印」（基準適合証印）が見当たりません...
- ★「家庭用」の表示があります...
- ★「定期検査」を今まで受けたことがありません...

上記に当てはまる方、そのほか、のご案内の内容や、その他「はかり」についてご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

大阪府計量検定所 検査課

〒574-0055 大東市新田本町11番37号

TEL (072) 872-7801（代表）

872-7877（ダイヤルイン）

FAX (072) 872-6515